



埼玉県報

第349号
令和4年(2022年)
9月27日
火曜日

目次

規則

- 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則等の一部を改正する規則（住宅課）

告示

- 職員用パーソナルコンピュータの賃貸借に関する落札者等の公示（情報システム戦略課）
- 職員用パーソナルコンピュータに係るソフトウェア調達に関する落札者等の公示（情報システム戦略課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 葛西・羽生領島中領土地改良区連合の役員退任届（春日部農林振興センター）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 低炭素建築物新築等計画の認定基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類の一部を改正する告示（建築安全課）
- 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等のうち住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物に係る区分の一部を改正する告示（建築安全課）
- 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等を算定するための床面積の算定方法の一部を改正する告示（建築安全課）
- 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類の一部を改正する告示（建築安全課）
- 建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類の一部を改正する告示（建築安全課）
- 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等のうち共同住宅の共用部分の床面積を除く建築物等の一部を改正する告示（建築安全課）
- 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等のうち住宅部分の共用部分の床面積を除く建築物の一部を改正する告示（建築安全課）
- 建築物エネルギー消費性能認定申請手数料のうち住宅部分の共用部分の床面積を除く建築物の一部を改正する告示（建築安全課）
- 県道松戸草加線の供用の開始（越谷県土整備事務所）

規則

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第七十一号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則等の一部を改正する規則
(長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部改正)

第一条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則(平成二十一年埼玉県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「この号」の下に「及び次項」を加え、同条第六号中「第五項」を「第七項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、確認書等又はその写しを添えて認定申請を行う場合には、同項第四号から第六号までに定める図書の添付を要しない。

第二条第一号中「前条第四号」を「前条第一項第四号」に改め、「又は表二」を削り、同条第二号中「前条第五号」を「前条第一項第五号」に改め、「又は表二」を削り、同条第三号中「第三項まで」の下に「及び第六項」を加え、「又は表二」を「、表二又は表三」に改める。

第三条中「第五項」を「第七項」に改める。

第五条第一号及び第二号中「区域において建築しようとする場合」を「区域に建築しようとする場合又は当該建築物が当該区域に存する場合」に改め、同条第三号中「区域において建築しようとするものではないこと」を「区域に建築しようとするものではないこと又は当該建築物が当該区域に存しないこと」に改める。

第六条中「区域において建築しようとするものではないこと」を「区域に建築しようとするものではないこと又は当該建築物が当該区域に存しないこと」に改める。

第七条中「第十一条」を「第十一条第一項」に改める。

第八条中「認定長期優良住宅建築等計画」の下に「又は法第十条第二号ロの認定長期優良住宅維持保全計画」を加え、「第十条」を「第十一条第一項」に改める。

様式第三号中「に基づく住宅の建築及び」を「又は認定長期優良住宅維持保全計画に基づく住宅の建築又は」に改める。

様式第四号中「に基づく」を「又は認定長期優良住宅維持保全計画に基づく」に改める。

(長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則(令和四年埼玉県規則第四号)の一部を次のように改正する。

附則第三項を次のように改める。

3 削除

附 則

1 この規則は、令和四年十月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和五年二月二十日から施行する。

2 この規則による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

埼玉県告示第九百九十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

- 1 購入等件名及び数量
職員用パーソナルコンピュータの賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企画財政部情報システム戦略課業務効率化推進担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 4 年 8 月 25 日
- 4 落札者の氏名及び住所
F L C S 株式会社 東京都千代田区神田練塀町 3 番地
- 5 落札金額
133,380,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和 4 年 7 月 15 日

告 示

埼玉県告示第九百九十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
職員用パーソナルコンピュータに係るソフトウェア調達 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企画財政部情報システム戦略課業務効率化推進担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 4 年 9 月 1 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社大塚商会 東京都千代田区飯田橋 2 丁目18番 4 号
- 5 落札金額
22,798,336円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和 4 年 7 月22日

告 示

埼玉県告示第九百九十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

アズ熊谷

埼玉県熊谷市筑波二丁目百十五番地

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 山崎製パン株式会社 代表取締役 飯島延浩

東京都千代田区岩本町三―十一 外 計三十五者

（変更後） 山崎製パン株式会社 代表取締役 飯島延浩

東京都千代田区岩本町三―十一 外 計三十二者

ハ 変更年月日

令和四年七月二十日外

ニ 届出年月日

令和四年九月十二日

二 縦覧期間

令和四年九月二十七日から令和五年一月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年九月二十七日から令和五年一月二十七日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第千号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、
葛西・羽生領島中領土地改良区連合から役員を退任した者の氏名及び住所について、
次のとおり届出があった。

令和四年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住 所
理事	坂 田 修 一	埼玉県羽生市大字北荻島七百十番地
同	吉 岡 榮 市	同 同 秀安百十五番地
同	田 村 喜 成	同 加須市下三俣千百八十八番地
同	山 田 加 藏	同 久喜市栗橋千四百五番地

告 示

埼玉県告示第千一号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

三 作業地域

さいたま市浦和区、見沼区

四 作業期間

令和四年九月一日から令和五年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千二号

測量計画機関である埼玉県水環境課から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県水環境課

二 作業種類

公共測量（一級水準測量）

三 作業地域

埼玉県内五十六市町（中央部、東部、北東部、西部、北部、比企地域）

四 作業期間

令和四年八月十日から令和五年三月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第千三号

測量計画機関である埼玉県杉戸県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県杉戸県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

三 作業地域

白岡市篠津地内

四 作業期間

令和四年九月一日から令和四年十一月三十日まで

告 示

埼玉県告示第千四号

測量計画機関である東松山市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

東松山市

二 作業種類

公共測量（デジタル航空写真（地上画素寸法十二センチメートル以内））

三 作業地域

東松山市全域

四 作業期間

令和四年十二月一日から令和五年三月十日まで

告 示

埼玉県告示第千五号

平成二十九年埼玉県告示第三百七十四号（低炭素建築物新築等計画の認定基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和四年九月二十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告示中「別表都市整備部の項第百十五号金額の欄イ及び同項第百十七号金額の欄イ」を「別表都市整備部の項第百十六号金額の欄イ及び同項第百十八号金額の欄イ」に改める。

告 示

埼玉県告示第千六号

平成二十九年埼玉県告示第三百七十五号（低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等のうち住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物に係る区分）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和四年九月二十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告示中「別表都市整備部の項第百十五号金額の欄口及び同項第百十七号金額の欄口」を「別表都市整備部の項第百十六号金額の欄口及び同項第百十八号金額の欄口」に改める。

告 示

埼玉県告示第七七号

平成二十九年埼玉県告示第三百七十六号（建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等を算定するための床面積の算定方法）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和四年九月二十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告示中「別表都市整備部の項第百十九号金額の欄イ」を「別表都市整備部の項第百二十号金額の欄イ」に改める。

告 示

埼玉県告示第千八号

平成二十九年埼玉県告示第三百七十七号（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和四年九月二十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告示中「別表都市整備部の項第百二十号金額の欄イ及び同項第百二十二号金額の欄イ」を「別表都市整備部の項第百二十一号金額の欄イ及び同項第百二十三号金額の欄イ」に改める。

告 示

埼玉県告示第千九号

平成二十九年埼玉県告示第三百七十八号（建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和四年九月二十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告示中「別表都市整備部の項第二百二十四号金額の欄イ」を「別表都市整備部の項第二百二十五号金額の欄イ」に改める。

告 示

埼玉県告示第千十号

令和二年埼玉県告示第二百九十五号（低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等のうち共同住宅の共用部分の床面積を除く建築物等）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和四年九月二十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告示中「別表都市整備部の項第百十五号金額の欄イ」を「別表都市整備部の項第百十六号金額の欄イ」に改める。

告 示

埼玉県告示第千十一号

令和二年埼玉県告示第二百九十六号（建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等のうち住宅部分の共用部分の床面積を除く建築物）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和四年九月二十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告示中「別表都市整備部の項第二百十号金額の欄イ」を「別表都市整備部の項第二百十一号金額の欄イ」に改める。

告 示

埼玉県告示第千十二号

令和二年埼玉県告示第二百九十七号（建築物エネルギー消費性能認定申請手数料のうち住宅部分の共用部分の床面積を除く建築物）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和四年九月二十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告示中「別表都市整備部の項第二百二十四号金額の欄ハ」を「別表都市整備部の項第二百二十五号金額の欄ハ」に改める。

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年九月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年九月二十七日

埼玉県越谷県土整備事務所長 海老原 正 明

<p>松戸草加線</p>	<p>路線名</p>
<p>八潮市大字西袋字川西七〇番一地先から 同市大字西袋字川東一二四六番二地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和四年九月二十七日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>令和元年十一月一日付 埼玉県越谷県土整備 事務所長告示第八号で 告示した道路予定区域 の一部供用開始である。 延長三三・七メートル</p>	<p>備考</p>